

## ○昇降機（令第129条の3～第129条の13の3）

- ① 法第6条第1項第一号～第三号の建築物については、建築物の確認済証が交付された後、エレベーターメーカー等から法第87条の2（別願申請）も行えますので、建築確認時は昇降機の概要（種別、用途、積載荷重、定員、定格速度）と機械室、昇降路の形状の審査を行える図書を添付して下さい。また、令第112条第9項（堅穴区画）の規定に係る場合は昇降路の平面図及び断面図等）を添付して下さい。

注：尚、法第6条第1項第一号～三号の建築物に法第87条の2の昇降機を含み申請（併願）する場合は、第2号様式「建築確認申請書」（第四面）〔8〕に昇降機と記載、及び同〔17. 備考〕に第8号様式「昇降機確認申請」の〔6. 昇降機の概要〕の内容を記載、並びに建築計画概要書（第二面）の〔18. その他必要事項〕に上記同様「昇降機の概要」内容を記載し規則第1条の3第6項の表に掲げる図書を提出。

【昇降機の概要】（番号                    ）

【イ. 種別】

【ロ. 用途】

【ハ. 積載荷重】

【ニ. 最大定員】

【ホ. 定格速度】

【ヘ. その他必要な事項】 ※

※型式適合認定、型式部材等製造者認証番号等記載して下さい。

- ② 法第6条第1項第四号の建築物については、法第87条の2の別願申請が行えないことから、建築確認申請書に建築基準法施行規則第1条の3第4項表一に関する図書\*（設計書・構造詳細図・昇降路の平面図及び断面図等）を添付して下さい。

\*関する図書は、建築基準法施行規則第1条の2第1項第4項表一、表二の適用となります。一般的な木造住宅等の建物に設置するホームエレベーターに関する必要図書は、型式適合認定（法第68条の10第1項）及び型式部材等製造者認証（法第68条の11第1項）を取得しているため、規則第1条の3第5項第一号、第三号の規定により、図書省略が可能であるため注意して下さい。

- 1) 確認申請書（第2号様式）第四面の8、建築設備の種類に、昇降機の概要（種別：ホームエレベーター、用途、積載荷重、定格速度、定員）と型式適合認定、型式部材等製造者認証番号等を記載します。  
尚、第四面の8に記載しきれない場合は①の注と同様として下さい。
- 2) 建築計画概要書（第3号様式）第二面の18、その他必要な事項に1)の昇降機の概要と型式部材等製造者認証番号を記載します。
- 3) 型式適合認定書（法第68条の10第1項）
- 4) 型式部材等製造者認証書（法第68条の11第1項）
- 5) 3)、4)の認定書を添付
- 6) 設計書
- 7) 据付図（昇降路の平面図、断面図等）
- 8) 構造詳細図は、規則第1条の3第5項第一号、第三号の規定により、図書省略が可能であるため注意して下さい。